

令和5年第4回加賀市農業委員会定例総会

令和5年4月25日(火)

開会（午後1時30分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。これより令和5年第4回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち12名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち9名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17日に西栄委員、川江委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	（挨拶）
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>3番 幸前委員、4番 池端委員を指名します。</p>
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請やについて	
議長（中村会長）	それでは議案の審議を行います。議案 第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	議案第13号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は1ページから2ページ、資

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>料1の位置図は1ページから4ページ、資料2の調査書は1ページから4ページです。案件は4件です。</p> <p>整理番号1番と2番は農地の交換ですので、2つをまとめて説明いたします。申請人は■■■■■■■■■■に居住し、それぞれが居住している近隣の農地を交換により取得するものです。いずれの耕作者も農地取得の資格要件を満たしているものです。</p> <p>整理番号3番と4番は、■■■■■■■■■■の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人は町内外で水稻や南瓜を耕作しています。この農地は町外の譲渡人が所有していますが、現在は耕作をしておらず、農地の管理もままならないことから譲受人に譲渡するものです。</p> <p>以上、これらの案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第13号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p>議案第14号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p>	
<p>議長（中村会長）</p>	<p>それでは、議案 第14号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p>

事務局（中島）	<p>はい、議案書の3ページから4ページです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。</p> <p>今月の申請は利用権の移転が1件、新規が2件で、いずれもいしかわ農業総合支援機構によるもので、面積の合計が3,457㎡の集積計画案です。</p> <p>以上この3件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p>
議長（中村会長）	<p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第14号 農用地利用集積計画(案)の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>次に、議案 第15号 農地法第4条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、西栄委員から報告をお願いします。</p>
西栄委員	<p>それでは報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。1番は既に住宅が建設されていました。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上で</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>す。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は5ページから6ページ、資料1の位置図は5ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は■■■■地内にあり、畑、2筆、面積計726㎡、転用目的は自己住宅建設です。この案件は昭和39年ごろに自己住宅を建設したもので、申請者には■■■■がついており、建設の経緯は不明です。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p>議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>西栄委員</p>	<p>次に、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、西栄委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は自己住宅建設です。生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>3番の転用目的は自己住宅建設です。生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上3件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は7ページから8ページ、資料1の位置図は6ページから8ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は■■■■地内にあり、田、面積102㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家に近申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第二種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は■■■■地内にあり、畑、面積357㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家に近い申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>3番は■■■■地内にあり、畑、面積377㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家に近い申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がり10ha以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、譲受人は■■■■に居住しており、他に代替地もなかったため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p>

議長（中村会長）	<p>議案 第 16 号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
議案第 17 号 非農地証明願について	
議長（中村会長）	<p>次に、議案 第 17 号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、西栄委員から報告をお願いします。</p>
西栄委員	<p>報告します。</p> <p>1 番は、現況が森林化しており、農地の状態ではないと判断しました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長） 事務局（橋本）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は9ページから10ページ、資料1の位置図は9ページを併せてご覧ください。</p>
議長（中村会長）	<p>1 番は■■■■地内にあり、田、2筆、面積計 261 m²です。この度、申請地の相続にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。</p> <p>現況は森林化しており、農地として復元が著しく困難な状態であるため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 17 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p>
議長（中村会長）	<p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

報告第9号 農地貸借の合意解約について	
議長（中村会長）	次に、報告 第9号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	はい、議案書の9ページをお願いいたします。農地貸借の合意解約の届出がありましたので御報告いたします。 今月の届出はこの1件で、4筆の9,619 m ² の面積です。この1件については和解調停により解約条件が無くなり、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	解約後、新規の耕作者は決まっていますか。
事務局（中島）	新規の耕作者は決まっていません。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)
議長（中村会長）	なければ、これで終わります。
報告第10号 農地利用最適化活動（旧1・1・1運動）について	
議長（中村会長）	次に、報告第10号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 (委員からの報告なし)
議長（中村会長）	なければ、私の方から報告します。4月14日に県の常設審議委員会があり、4条案件が1件、5条案件が6件、いずれも許可相当ということです。 (以下省略) その他事務連絡については、事務局から報告してください。
事務連絡	

<p>事務局（瀬川）</p> <p>事務局（宮下）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>（農業委員・推進委員の改選について）</p> <p>その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和5年第4回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
<p>閉会（午後2時27分）</p>	